

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			法令番号	令和2年佐賀県条例第15号					
手続名	特定事業の変更許可			根拠条項	第11条第1項					
審査基準	(審査基準) 佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第4項で準用すると定められた第10条のとおり。									
	受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間(当該期間には閉庁日を含めない)	60日	目次No.	2
							標準経由期間	日		